

動薬協会発 61号  
平成26年6月13日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 福 井 邦 顕  
( 公 印 省 略 )

飼料安全法に基づく省令改正の概要について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課(飼料安全基準班)より通知がありましたのでお知らせします。

事務連絡  
平成26年6月11日

関係各位

農林水産省 消費・安全局  
畜水産安全管理課(飼料安全基準班)

飼料安全法に基づく省令改正の概要について

- 1 飼料原料等に残留する農薬の残留基準値は、平成18年の食品衛生法におけるポジティブリスト制度導入に伴い、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」により定められています。
- 2 これらの残留基準値については、順次、食品安全委員会による食品健康影響評価が行われており、当該評価結果や国内外における農薬の使用方法等を踏まえ見直すこととしております。
- 3 今般、農薬ペンディメタリンの食品健康影響評価が行われ、また、当該農薬の海外における牧草への適用が新たに確認されたことから、当該評価結果や作物及び家畜の残留試験結果等を踏まえた見直しを行い、当該農薬に係る牧草の残留基準値を改正することとしました。

「飼料安全法」：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

(参考) 農林水産省HP「飼料の安全関係」

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html>

担当：畜水産安全管理課  
飼料安全基準班 池田  
TEL 03-3502-8111(内線 86068)

